

滋賀県文化振興基本方針(第3次) ~文化芸術の力で心豊かな活力ある滋賀を創る~ (素案) <概要版>

基本方針 (第1次)
(平成23年度~平成27年度)
基本方針 (第2次)
(平成28年度~令和2年度)

第1章 基本方針の基本的な考え方

<位置づけ> ・滋賀県文化振興条例第4条に規定する文化の振興に関する基本的な方針
・文化芸術基本法第7条の2に規定する地方文化芸術推進基本計画
<計画期間> 令和3年度~令和7年度(5年間)
<対象分野> 「芸術(文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術など)」、「地域において継承されてきた文化的資産(有形・無形の文化財、生活文化等)」、「人々の生活とともに形成されてきた魅力ある風景」などを主な対象分野とし、国際交流、観光、産業、福祉、教育等の分野との関連施策も含める

第2章 滋賀の文化に関する現状と課題

- 1 滋賀県の文化政策の主な変遷
- 2 社会情勢の変化等
 - (1) 社会情勢の変化
 - 人口減少・高齢化の進行
 - ・地域コミュニティの希薄化・弱体化、地域文化の継承が困難
 - 新型コロナウイルス感染症の影響
 - ・県民の文化芸術活動の停滞、芸術家等の活動の場や収入の喪失、次世代の育成にも影響
 - ・「新しい生活様式」に対応した文化芸術活動の模索
 - 文化芸術に親しむ県民の減少
 - ・創作活動、鑑賞とも減少傾向
 - ・世代やライフスタイルによって文化芸術に親しむ方法が異なる(若年層は電子機器による鑑賞が多いなど)
 - 情報社会の進展と技術革新
 - SDGsの取組の加速化
 - 文化的資産の保存継承にかかる環境の変化
 - 外国人観光客の増加
 - (2) 国の動向
 - 文化芸術振興基本法の改正(名称を文化芸術基本法に改正)(平成29年6月)
 - ・国民が年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域に関わらず、等しく文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備
 - 文化芸術と関連分野の連携(観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等)
 - 文化芸術推進基本計画の策定(平成30年3月)
 - 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定(平成30年6月)
 - ・文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮、社会参加を促進
 - 文化財保護法の改正、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正(平成31年4月)
 - ・文化財を継承するため、地域における文化財の計画的な保存・活用を促進
 - (3) 県の動向
 - 滋賀県基本構想「変わる滋賀 続く幸せ」の策定(平成31年3月)
 - ・誰もが居場所や生きがいを持ち、文化芸術等に親しみながら心豊かに生活している姿の実現を目指す
 - 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の策定(令和2年3月)
 - ・障害の有無にかかわらず誰もがともに文化芸術活動に親しみ、活躍する環境の実現を目指す
 - 滋賀県文化財保存活用大綱の策定(令和2年3月)、文化行政の一元化(令和2年4月)
 - ・文化財を未来に継承するため、保存と活用を一層推進
 - 「美の滋賀」づくりの取組
 - ・新生美術館基本計画を見直し、近代美術館のリニューアルや(仮称)新・琵琶湖文化館の整備を含む「美の滋賀」の新しい展開方を検討
 - 日本遺産および日本農業遺産の認定、世界遺産登録に向けた取組
 - 文化やスポーツの祭典の開催

3 基本方針(第2次)の取組状況と課題

- 取組状況**
- 日本遺産を活用した観光キャンペーンやアール・ブリュットの海外発信など、滋賀の多彩な文化芸術や地域の文化的資産を活用した取組を展開、発信。
 - 「ホールの子」事業を定着させるなど、子ども・若者が本物の文化に触れる機会を充実。また、若手芸術家等の発表機会の創出、文化ボランティアやヘリテージマネージャー等の育成を推進。
 - 滋賀ならではの「美」を活用した文化芸術活動の推進や文化団体等との連携による芸術文化祭の開催など、県民の自立的な文化活動を促進。また、障害者文化芸術活動推進計画を策定するなど、誰もが文化活動に取り組みやすい環境を整備。

基本方針(第2次)の主な課題等

- ・ 子ども・若者への多様な創作・鑑賞機会を引き続き確保することが必要。また、誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境の整備が必要。
- ・ 文化芸術を鑑賞した県民の割合は低下しており、気軽に親しめる機会や興味・関心を持てるきっかけづくりが必要。
- ・ 県民等の自立的な活動を促進するためには、多様な主体や地域がつながる機会や場づくりが必要。
- ・ 文化芸術を県民や社会とつなぐため、中間支援的な調整能力を持つ人材等の育成や確保が必要。
- ・ 文化財の保存、継承が困難になっているため、多様な主体によって支え合う仕組みづくりが必要。
- ・ 文化創作活動を行った県民の割合は低下しており、文化創作活動の楽しさを伝える人材の育成が必要。
- ・ 文化財を支える裾野を広げるため、文化財の価値を損なわない範囲での活用が推進が必要。
- ・ 「美の滋賀」づくりの取組の全体像を再構築し、滋賀の美の魅力を効果的に発信することが必要。
- ・ 文化芸術の多様な価値を積極的に他分野に活かすことが必要。

基本方針(第3次)の策定に向けた3つの柱と施策展開の視点

- 場をつくる**
 - ・ 誰もが文化芸術を享受できる機会をつくる
 - ・ 様々な活動の場をつくる
 - ・ 多様な主体や世代がつながる場をつくる
- 人を育む**
 - ・ 芸術家等と県民をつなぎ、文化芸術を社会に届ける人を育む
 - ・ 文化施設や地域の文化的資産を支える人を育む
 - ・ 文化芸術を生み出す人、継承する人を育む
- 地域や社会に活かす**
 - ・ 文化的資産の保存と幅広い活用を進める
 - ・ 文化芸術の多様な価値を、地域づくりや経済の活性化等に活かす

第3章 基本目標と施策の方向性

文化芸術の多様な価値を社会に活かし、SDGsの達成に貢献

基本目標 「文化芸術の力で心豊かな活力ある滋賀を創る」

施策の方向性

- 1 県民誰もが文化芸術に親しみ、多様な主体や世代等がつながる場をつくる **場をつくる**
- 2 文化芸術をつなぎ支える人材や文化芸術の創り手や継承者を育む **人を育む**
- 3 文化芸術の多様な価値を地域づくりや他分野に活かし、活力ある滋賀を創る **地域や社会に活かす**

第4章 施策の柱および重点施策

施策の柱	評価指標	重点施策と主な取組
場をつくる	① 1年間に文化芸術を鑑賞したことのある県民の割合(%) ② 文化芸術活動に取り組むことができる環境が整っていると感じる県民の割合(%) ③ 民間団体や市町等と連携した文化芸術事業実施数(件)	1 誰もが文化芸術に親しめる場の提供 ・文化芸術に親しめる機会の充実(優れた舞台芸術や魅力ある展覧会の開催、SNSや動画等の活用など) ・子ども・若者が文化芸術に触れる機会の確保(「ホールの子」事業など) 2 多様な主体がつながる文化芸術活動の促進 ・県民等が行う文化芸術活動への支援(相談対応、情報提供など) ・多様な主体や世代の交流促進につながる場づくり(芸術文化祭など)
人を育む	④ 文化芸術をつなぐ人材の育成に資する研修の受講者数(人) ⑤ 県立文化施設の文化ボランティア数(人) ⑥ 1年間に文化芸術の創作活動を行ったことのある県民の割合(%)	3 文化芸術をつなぎ支える人材の育成・確保 ・文化芸術と地域社会をつなぐ人材の育成・確保(アートマネージャー研修など) ・文化ボランティア、文化財や伝統文化等を地域で支える人材の育成・確保 4 文化芸術の創り手や継承者の育成・支援 ・びわ湖ホール専属声楽アンサンブルの運営、陶芸の森「アーティスト・イン・レジデンス」など ・まつりなどの伝統文化や伝統的な技術・技能の保存、継承への支援
地域や社会に活かす	⑦ 県内の指定文化財等の数(件) ⑧ 文化財等を活用した県実施事業参加者数(人) ⑨ 他分野における文化芸術の活用事例(定性指標)	5 地域で育まれてきた文化的資産の発掘・保存・活用 ・文化財保存活用大綱に基づく文化財の保存、公開等の推進(国宝延暦寺根本中堂等の保存修理など) ・文化財の魅力の発信(彦根城の世界遺産登録に向けた取組、「幻の安土城」復元プロジェクトなど) ・湖魚等の食文化など、滋賀ならではの生活文化や景観等の保全 6 文化芸術と他分野との有機的な連携の促進 ・文化芸術と福祉・教育分野等の連携(適応指導教室等に通う子どもを対象とした文化芸術体験プログラムの実施など) ・文化芸術と観光・産業分野等の連携(「びわ湖クラシック音楽祭」など)

施策横断プロジェクト 「美の滋賀」の新しい展開

施策展開の視点「つながる」 文化芸術によって、人、地域および世代等のつながりが生まれるよう、施策を展開

第5章 推進体制

- 1 多様な主体との連携・協働
 - (1) 民間団体など(文化団体、企業、大学など)
 - (2) 文化施設 (3) 市町 (4) 国、他の地方公共団体など
- 2 県の体制
- 3 滋賀県文化審議会
- 4 財源の確保

今後のスケジュール

11月 24日	第3回文化審議会(答申案)
12月 11日	文化審議会 答申
下旬~	県民政策コメントの実施
令和3年3月	計画策定・公表